日本の入管制度の課題を学び、伝える —「仮放免」当事者へのインタビューから教材作成まで

尾川 知那、神野 アビジョイ、川村 ひなの、蔵内 靖恵 ゾルジャラリアン ナリン、渡邉 好、田中 雅子

はじめに

「カリホウメン」と聞いて「仮放免」という漢字がすぐに思い浮かぶ人は少ないのではないだろうか。国外退去処分になった人が長期にわたって入国管理施設に収容されることや、収容を解かれても仮放免状態では就労できないことなどは、メディアが大きく取り上げることは少なかった。また、移民や難民に関心をもつ学生はいるものの「外国にルーツをもつ子どもの教育」など、関心のあるテーマには偏りがあり、向き合う相手は限定されている。私たちはメディアを通じて知る機会が少ないから無意識にそうなったと言い訳をしがちだが、「知ろうとしない」のは意識的な行為ではないだろうか。

2020 年度、上智大学総合グローバル学部国際協力論演習の履修生は、国際協働オンライン学習プログラム (Collaborative Online International Learning: COIL)を通じて、米国の Vassar College にある Consortium on Forced Migration, Displacement and Education (CFMDE) の学生や教職員と交流を行った。春学期に CFMDE から届いたビデオレターで、米国の学生が移民・難民と関わる姿に刺激を受けた。夏休みには、在日アフリカ人リーダーや、技能実習生の監理団体や支援団体である NGO、労働組合、受け入れ企業の関係者から話を聞いた。秋学期は、技能実習生制度、セクシュアリティやジェンダー・アイデンティティによる迫害を受けた難民受け入れの問題、入国管理センター(入管)での長期収容や収容を解かれ仮放免状態にある人を取り巻く問題について、3つのチームに分かれて学んだ。各チームは、それぞれの課題の当事者や支援者からの聞き取りや資料探索をもとにプレゼンテーション動画を作成して、Vassar College や明治大学情報コミュニケーション学部の学生と交流を行った。

本稿は、入管での長期収容と仮放免の問題に取り組んだチームの学生による記録である。当事者から話を聴いたり、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(入管法改正案)に対する抗議行動に参加したりするうちに、入管での暴力や制度の問題は、仮放免になった「彼ら」の問題ではなく「日本社会の問題」であると気づいた。選挙権をはじめ、あらゆる特権を持つ私たちが、この問題に対して署名や投票をしてこなかったことが暴力を容認しているのだ。そこで、社会と制度を変えるための行動として、自分たちが学んだことを仲間に伝えるために教材作成に取り組んだ。その中心は仮放免の当事者の語りの朗読である。日本軍の性奴隷制度である「慰安婦」問題と出会い、「証言を読む」活動に参加

したメンバーの提案により、当事者の体験や語りをそのまま受けとめて、考えるという手法を参考にした。背景や課題を解説するスライドとあわせて、大学や高校で、長期収容や 仮放免制度の問題点を伝える活動に活かしたいと考えている。

以下、はじめに、当事者の証言から見えた課題をあぶり出す。次に、教材の概要を紹介する。最後に、学生の手記から、自分の偏見を「学び落とす」ことの難しさや、当事者と自分たちとの非対称的な関係の居心地の悪さなどを省察する。本稿は、学生の草稿を教員の田中が編集した。

当事者へのインタビューと連絡は、ZOOM や LINE、WhatsApp などオンラインツールで行った。実施に先立ち「上智大学学術倫理研究に関するガイドライン」に沿って同意書や同意撤回書を準備し、インタビューの書き起こしとその成果利用に関して同意を得た。

1. 当事者の語り

本稿では、仮放免の状態にある次の 4 名の長期収容者の語りを取り上げる。①のエリザベスさんが②X さんと③Y さんを、②X さんが④Z さんを紹介してくださった。

(1)ナイジェリア出身の女性エリザベス・アルオリオ・オブエザさん (50 歳代) 1

ナイジェリア南東部出身。ビアフラ内戦の影響下で育ち、1991年に来日。難民認定申請が認められず、2度の収容を経験。茨城県牛久市で暮らしながら、同市内の東日本入国管理センターや東京都品川区の東京出入国在留管理局収容施設にいる被収容者との面会や差し入れ、仮放免状態にある仲間とその家族の相談にのる活動を続けている。

(2)イラン出身の男性Xさん(50歳代)²

イラン・イラク戦争で闘い、捕虜になった経験がある。1991年に来日後、1回目は10カ 月、2回目は約3年、2度の収容を経験している。東京都在住。

(3)ナイジェリア出身の男性Yさん(20歳代)³

出身地域での宗教上の争いにより危険を感じて2012年に来日。1回目は1年2カ月、2回目は1年9カ月、2度の収容を経験している。日本人配偶者との間に子どもがいるが、子どもは児童相談所に預けられている。神奈川県在住。

(4)アフガニスタン出身の男性 Z さん (40 歳代) ⁴

タリバンによるハザラ族への迫害を逃れるため 1991 年に来日。到着時に難民認定申請をしたが認められず 6 カ月間、2 回目は 8 カ月、2 度の収容を経験している。東京の公立中学校の夜間学級に通ったことがある。日本人の配偶者と子どもとともに北海道で暮らして

いる。

4人の語りは、まず、原文のまま、あるいは、英語による語りを日本語に翻訳して文字に起こした。さらに、教材の朗読テキストとして使えるよう編集した。本稿では、語りから見える課題に焦点を置くため、語りの一部のみを紹介する。() 内は執筆者による加筆である。

1.1 「収容」という体験

入管のプライバシーなき監視体制と、不安や恐怖、それがいつまで続くかわからない生活の過酷さについては、ジャーナリストによる書籍(平野 2020)などでも読むことができる。電話やインターネットへのアクセスがしやすく、音楽室や美術室、図書館があるようなイギリスの収容施設の環境と、日本の収容施設は比較にならず、あるべき姿にはほど遠い(児玉 2015)。当事者の語りを直接聴くと、そのひどさに絶句する。まず「犬みたいに扱われていた」と回想するYさんの語りを紹介する。

最初はすごく怖かったです。言葉や場所も分からなくて、すごく怖かった。だけど、自分に言い聞かせました。「私はここ(日本)にいたいんだ。どうなろうが気を強く持つしかないんだ」と。

入管で一番苦しかったのは、いつ出られるか分からないこと。兄弟も友だちもいなくて、何もない。それが一番困ったことでした。

イラン人の男性がひとりいて、彼はたくさんのことを教えてくれました。「日本語を覚えないといけないよ。自分が本当に欲しいもののために集中しなくちゃいけないんだ」と言われて、私も頑張りました。収容所にはいろんな国の人がいたから、唯一コミュニケーションが取れるのが日本語だった。私は上手じゃなかったけど、できるだけ頑張りました。(厳しい状況でも)「No pain, no gain」という言葉を信じて、「きっと大丈夫だ」と気を持ち直して、日本語を学びました。

そうやってちゃんとしないと、頭がおかしくなる。夜遅くまで一緒に話を していたルームメイトが、次の日の朝起きると自殺していたこともありました。 本当にひどい気分です。

良い時間を(他の収容者と)一緒に過ごしたことはありますよ、スポーツをする時とか。だけど収容所の中では(職員から)犬みたいに扱われていました。犬でさえ自由があるのに、私たちは鳥みたい。閉じ込められてどこにもいけない。息苦しかったです。(収容施設について)本当にあそこは地獄。職員はいつも怒っていた。

恐怖と不安に苛まれた暮らしの中で、他の収容者と励まし合い、日本語の勉強に力を入

れたという語りから、日本で暮らしたいというYさんの強い意思が感じられる。しかし、 そんな前向きなYさんにとっても、入管は「地獄」だったのだ。

体調が悪くても病院に連れて行ってもらえなかったり、暴力を受けたりした人にとって、 入管での収容生活は、理不尽な体験の連続だった。タリバン支配下のアフガニスタンを逃れて来日したZさんは「アフガニスタンのほうがいいかなぁ」と思ったそうだ。

空港の入管で「私はアフガニスタン人です。難民認定申請をしたい」と言うと、お偉いさんがやって来て「そのまま帰れ」と言いました。その後「ホテルに泊まるから」と通訳の人に言われて、小さい部屋に入れられました。鍵を外からかけられて、そこで2週間くらい生活しました。実際はホテルじゃなくて入管の施設だったんです。3畳くらいの小さな部屋から出られず、2週間、外の空気を吸えなかったんです。それから牛久に移動させられて収容された時、いやー、まさか・・・まだアフガニスタンのほうがいいかなぁって思いました。

牛久の収容所は6人部屋でした。週に1回から3回、シャワーがありました。毎日はなかった。ひとりに対して畳1畳だったんですよね。すごい狭かったんです。職員に「ここは難民キャンプですよ」と言われました。1日40分間位、外の空気(を吸う時間があった)。テニスコートくらいの場所があって、1日40分ぐらい、そこに(行きました)。

電話も、アプリケーション(申請書)を書いて、(入管側が電話の)相手を確認して、別の部屋に連れて行って。そしたら電話ができたんですね。全部監視をされていました。何を喋るとか、全部書いて、お偉いさんから許可をもらわないといけませんでした。そして、「何時に電話しますか」みたいなのを聞かれ、別の部屋に連れて行かれ、電話機があるその部屋から電話をかけていました。

私たちに話をしてくれた人たちは、紛争など生命の危機を感じたことが理由で出身国を離れている。しかし、日本で収容中に受けた暴力は、出身国での経験を上回るときもあったという。イラン出身のXさんは、イラン・イラク戦争中に捕虜になった経験と対比させて、日本での収容は「納得いかない」という想いを抱えている。

私はイランのテヘラン出身です。日本に来たのは 1991 年です。その前に 8 年間イランとイラクの激しい戦争がありました。私は国軍の正式な兵士として、2 年ちょっと捕虜生活をしました。国のために戦って捕虜になったから、一種の「誇り」を持って、どんなひどいことがあっても、ひどいことと思わず、こなしていったんですね。何があっても、精神的にはそんなにひどくなかった。肉体的にはひどかった。

日本の入管での収容は納得いかない。納得いかないと、人間は精神的な負担が大きくなるんですよ。自分に合う扱いを受けてないというか、先も見えないし、入管の中では本当に人間的な扱いがない。論理的な話をしようとしても相手にされない。私たちを外の世界から隔離して、情報もなく、厳しい生活を体験させて、疲れさせて日本から出ていくように仕向けるという目的ですからね、日本の入管は。

ただ、一つ大事なことを申し上げないといけないのは、私たち出稼ぎに来た人たちは、当時はみんな歓迎されていたということです。私たちの在留資格なんて誰も気にしてなかったんですね。その時は、私たちは必要とされてたんです、日本では。

Xさんは、来日当時は歓迎されていた自分が期限もなく収容されるようになったことを理不尽だと感じている。日本とイランの間でのビザの相互免除協定があった頃に来日したXさんは、「外国人労働者」が必要とされ、超過滞在の状態で働いていても問題視されない時代を生き抜いた。非正規滞在でも外国人登録ができたため困ることはなかったが、2012年に新しい在留管理制度が導入されてから、在留カードが持てなくなり、行政サービスから排除された。政府の制度変更の影響で、日本社会での扱われ方が大きく変わったXさんは、いわば「政策の失敗」(髙谷 2019:78)の犠牲になったとも言える。納得のいかない収容は、イラクでの捕虜生活よりも精神的につらかったという。さらに入管での非人道的な扱いが、彼を苦しめた。

1.2 不当な扱いへの抗議

4人の当事者のうち、男性3名はいずれも、抗議行動としてハンガーストライキ(ハンスト)を経験している。従来は、抗議したいことが発生したらそれぞれの理由でハンストを行っていた。Zさんの場合、医療を受けられないニグレクトの状態で放置されたことに抗議して、ハンストを行った。

牛久での2度目の収容は、もっと厳しかったです。ちょっとしたことで、職員がたくさん来て、そのまま収容者を投げ倒すんです。僕が「肝臓が悪い」「痛い」って言っても、入管側は「大丈夫ですよ」と言って何もしてくれませんでした。医者に診てもらうための申請書を書いても何も返事がないんです。「じゃあ、このまま死んでいいですか」って言っても返事がない。「じゃあ、私ご飯食べないし、死んでもいいです」と言って、それから3日間ご飯食べなかったんです。

ハンストをしていて倒れそうだったから、収容所の医師のところへ車椅子で連

れていかれました。でも「あなた大丈夫ですよ」って言われたんです。「だったら、 証明してください、私が大丈夫だって。痛いと訴えているのに、あなたは紙だけ 見てて何も見ない」と言ったら、いきなり投げ倒されて、馬乗りになられて首を 膝で押さえつけられました。僕は何もしてないのに。4 人くらい上に乗っかって たからしばらく息ができなかったです。私は、アフガニスタンでタリバンに捕ま ったこともあるけど、そんな息ができない状態は初めてでした。

「息ができない」という Z さんの言葉は、米国の警察による黒人への暴力を想起させる。 米国では、暴力の様子が報道されたことで、黒人に対する暴力と制度的差別の根絶を目指す Black Lives Matter (BLM)運動が広がった。入管による暴力が、再び起きないよう、暴力の根底にある差別をなくし、暴力が容認されてしまう社会の仕組みを変えるために、彼の経験をどう活かせるだろうか。「この民主主義国家で、やっちゃいけないことやってるんですよって、一般の人に伝えたい」と言う Z さんは、入管による暴力に対する国家賠償訴訟の準備をしている。

(自分への暴力を写している)ビデオどうしても欲しいんです。開示請求もしてたみたんだけど、却下されちゃった。弁護士さんに相談して、裁判起こすんですよね。どうしても納得いかないから。息できない状態(だったん)ですね。胸あたりに膝をつけて、息できなかったんですよ。それも突然。そこまでやる必要ないですよね。暴れてもないのに。私は、そのビデオで、入管ひどすぎるということを、一般の人に届けたいんです。こういう酷いところが入管ですよって。

2019 年に長崎県の大村入国管理センターでハンスト中のナイジェリア人男性が亡くなったことで、一斉ハンストへの参加者が増えた。この頃から、メディアも日本の難民認定率の低さや長期収容の問題を報じるようになった。それでも入管内で暴力が続いていた。

1.3 家族との再結合の否定

人が自分の家族とともに暮らすことは、ヨーロッパでは基本的人権として認められている (カレンズ 2017:15)。しかし、日本における非正規滞在者は、日本人と家族を形成していても、退去強制令書によって収容されることがある。その一人、Yさんには、日本人女性との間に生まれた娘がいる。現在、妻が心身に問題を抱えているため、娘は児童相談所に預けられている。

妻とは、最初の収容を解かれた後、Facebook上で出会って付き合い始めました。 彼女が身ごもった時、どう説明して良いかわからないほど、すごく良い気分でし た。一生忘れられない美しい日々でした。娘が産まれて4ヵ月後に、私はまた収容されました。

私が収容されている間、入管の職員は奥さんに「Yさんは絶対に出られないよ。別れて」と言いました。「彼は(自分の)国に帰るしかないんだ」と言って、私と離婚するように仕向けました。入管の職員は私のところにも来て「Yさんはナイジェリアに帰らなきゃいけないから、もう絶対、外には出さないよ。もし外に出すとしても、時間がかかるよ」と言われました。私は「でも、私には子どもがいるよ。今、児童相談所にいるから、私が(子どもと暮らす家に)帰らなきゃいけない」と言ったけれど、入管の職員は「関係ない」と言いました。彼らは何も気にしちゃいません。

2度目の収容中、私に力をくれていたのは娘の存在です。彼女には私しかいないし、落胆させたくなかったので、強くなるしかなかった。牛久の入管、本当にあそこは地獄。職員はいつも怒っています。

私の娘は児童相談所にいるけど、私は働けない。娘が、お父さんが自分を守ってくれなかったと思って、本当のことを知らないまま育ってしまう(のが心配)。2カ月に1回しか会えないのは、本当に辛いです。児童相談所の職員さんは、娘の世話をしてくれるし、気にかけてくれているけれど、私は収容所を出てからまだ2回しか会っていない。彼女は、まだ話ができなくても現実を理解していると思います。だから会う時はいつも、辛い顔をしたり泣いたりします。娘は一時的な保護や幸せが欲しいんじゃなくて、父親といたいんだと思います。私は娘と引き離された時から、幸せじゃないです。娘が(私の元に)戻ってこないと、ずっと苦しい。娘を授かったことは、私に起こった最良の出来事だから、いつも目を閉じると(娘の)顔が思い浮かぶ。「パパが助けるよ」って言ってあげたくなる。

日本の入管のシステムはあまりにも厳しい。(私は)家族を壊されました。犯罪を起こしていない人や日本に家族がいる人にはチャンスをください。(言いたいのは)ただそれだけです。私は親ですが、在留資格がないから弱い。私が全面的に娘の面倒を見るため、児童相談所から娘を出すために裁判をしています。弁護士に払うお金は高いけれど、選択の余地がない。娘をあきらめたら、私は一生幸せにはなれません。だから絶対に娘をあきらめません。苦しいけれど、頑張るしかないのです。

彼は、娘を育てる意思があるが、彼が仮放免状態にあるため養育できないと判断されている。Yさんによれば、子どもの親権をめぐる問題を抱えている仮放免者は、彼の他にもいるという。私たちは、当事者の話を聴くまで、入管の制度上の問題にだけ注目していた。しかし、子どもと会えないことについて抗議するために単独でハンストをしたというYさ

んから「ハンストをやる人は、みんな自分の理由をもってやっていた」と聞いて、抗議に参加した個人の背景について一層考えるようになった。Yさんの語りから、彼にとっていかに娘が大切な存在かがわかる。しかし、現行の制度は、彼が娘と暮らす権利を奪っているだけでなく、彼の娘が父親と暮らす権利も奪っている。長期収容制度は、収容された本人だけでなく、その配偶者や子どもが家族と暮らす権利も奪っている。Yさんは、娘が「親に捨てられた」と思うのではないかと強く恐れている。長期収容された人だけでなく、その人が収容されたことによって、家族がバラバラに引き裂かれ、傷を負っている。Yさんの語りから、入管職員が妻に対して、離婚を促すような発言をしていたこともわかる。現行の制度は、仮放免者だけでなく、その家族にとっても計り知れない負の影響をもたらしている。

1.4 働けない状態でどう生きのびるのか

仮放免者に共通の課題は、就労許可がない状態で、どう生きのびるかである。エリザベスさんは、就労できないことが仲間に及ぼす影響を案じている。

入管は私たちが働くことを許しません。(仮放免者の多くは)日本の言葉や道を知っています。日本の人とどう関わるかも知っています。どうして働くことを認めないのでしょうか。彼らに仕事を与えれば、彼らは働きます。しかし、仕事を与えなければ、どうにか生活していく方法を探さなくてはなりません。危険ドラッグの売買や、在留カードの偽造などの犯罪に手を染めてしまう人もいるでしょう。そうならないよう、彼らに仕事を与えてはどうでしょう。日本政府が私たちを国から追い出したいことは知っています。しかし、そう言う前に(政府は)今一度考える必要があると思います。

仮放免状態では、就労が認められていないため、収入がなく、家賃や光熱費が払えない。もちろん食費にも困る人が多い。私たちが関わり始めてからも、家賃が払えず、アパートを退去せざるを得なくなったが、転居先が見つからず困った人がいた。また、IDとして使用できる在留カードがないため、自分名義で携帯電話を契約できず、連絡がとれないこともあった。銀行口座も開設できない。国民健康保険にも加入できない。県境を越えるときは予め入管で移動許可を取らねばならない。必要な情報やサービス、人とつながる権利が認められていないのだ。以前は同郷の仲間から助けを得ていた人も、新型コロナウイルス感染症拡大により、仲間自身の失職や減収で生活が困窮し、助けを求めることも難しくなっている。公的支援制度から一切除外されている現状は「飢えて死ね」と言われているようなものではないかと憤りを感じる。

私たちが話を聴いた人は、みな日本語が話せた。私たち学生より長く日本で生きている

人ばかりで、働くために十分なコミュニケーションスキルがある。就労資格さえあれば働くことができる人がいるのに、なぜ、技能実習生など新たに人材を集めることを優先するのか理解に苦しむ。現在、非正規滞在であっても、就労資格さえあれば働ける人に「就労許可」を付与することは、雇用する側にとっても得策ではないのか。

長期収容を解かれても、仮放免状態では、困難が続く。Xさんは、仮放免になることを「小さい収容所から大きい収容所に出たみたいな感じですね。自由がないんです」と語っている。仮放免になった経験のある学生も「母もよく『大きな刑務所にいるみたい』と言っていたことを思い出し、納得した」と感想を残している。仮放免の人が暮らす日本社会が、諸権利を認めない「大きい収容所」である限り、彼らの人権は回復できない。

1.5 日本の市民・学生への期待

私たちは、当事者の話を聴くことに決めたものの、その後、何をすれば良いのかが定まっていなかった。そこで、ボランティアや支援者と関わりの深いXさんに聞いてみた。

ボランティアの方々とか、支援者たちの存在は大きいですね。家族が日本にいない人が多いから、面会に来てもらって話をするだけでも救われる人が結構いると思います。生活に必要な物品とか日用品、洗濯用洗剤とか石鹸、食べ物なんかを差し入れしてもらうことも支えになりますね。

収容されている人間は寂しいんですよ。みんなから忘れられているという思いが強いんですよ。物品だけじゃなくて、精神的な面、私を気にしてる人がいますよとか、助けてくれる人がいますよという面での支えが大きい。

面会に来てくれる人や面会の内容にもよるんですけれども、逆に面会が非常にストレスになることもありますよ、正直。会って話をして嬉しくなるボランティアの方々も結構いましたし、今もいます。でも、みなさん同じじゃない。それを知ってもらった方がいいと思って少し話しました。

私たちのオンラインによるインタビューでは、差し入れを届けることもできない。それでも受け入れてくださったのは「あなたのことを気にしている」という想いを感じてもらえたからだろうか。私たちは、支援やボランティアは「善」であると思い込みがちである。さらに「何かしてあげる」といった思考になってしまうと無意識のうちに自分の立場を上位に置いてしまう可能性がある。Xさんから、ボランティアからいきなりタメロをきかれたときに不快感を覚えたと聞いて、上下関係を築いてしまうような関わり方をしないよう自覚すべきだと感じた。

日本の市民や学生に伝えたいこととして4人の語りに共通していたのは「どんなに厳しい状況の中でも、正しいことのためには闘い続けるのをやめない」(Yさん)ことだった。

声を上げ続けるエリザベスさん、デモなど抗議行動に参加するXさん、子どもの親権をめ ぐって裁判をしているYさん、正義を求めて国賠訴訟をするZさんの「闘い続ける」姿勢 に見習わねばならない。では「闘い続ける」仮放免の当事者とともに、選挙権など「特権」 をもつ日本国籍の市民や学生は何をすればよいのだろうか。Xさんからは、次のようなア ドバイスももらった。

第一に情報の拡散ですね。もっと現状を知ってもらうことが大事だと思う。 日本社会では、日本の方々が動いてくれないと、私たちの状況はどんどんひどく なっていく。(私たちが)出頭するときの同行とか、「私たちは○○さんを支援し ている人です。○○さんはこういう問題に直面しているから、入管にはこうして もらいたい」という手紙を出すとか、意味があると思います。手紙は入管と法務 大臣の両方に出した方が、より効果的だと思います。

私たちは直接体験した者として実情をよく説明できるとしても、私たちと日本の市民の立場は全然違う。日本の人たちの立場と能力ははるかに大きいから、話を聞いてもらうときも信用されやすいと思います。

私たちは同情とかを求めているわけじゃないんです。こういう入管のやり方が、日本の社会に、日本という国家に、ふさわしいかどうかを考えてもらいたい。今の人間の社会で、これは認められるのかどうかと。ご自分たちの価値観を、もう一回見直してもらいたい。そういう観点から問題を考えてもらいたいですね。人に対しての同情とかじゃなくて。こっちは悪くないから。自分はこういう人間で、こういう社会で生きていく、生きていきたい社会はどんな社会であるべきかを考えることになりますね。

長期収容や仮放免の問題は、当事者が抗議するだけでは解決しない、私たちの社会の問題だ。エリザベスさんからも「変わるべきは私たち」だと言われた。

明治大学の学生たちは、私と一緒に収容問題について国会議員に話をしに行きました。あなたたちも、積極的にこのような行動をとってほしいのです。品川の入管で収容されている人に面会する人はいますが、入管を訪れるだけでは不十分です。

どうして自分たちの社会の仕組みを変えようとしないのでしょうか。これから も長く生きていく学生のみなさんには、自分たちの社会にある制度を変えるため に、自分たちの社会全体を変えるために行動して欲しいです。それが私が一番伝 えたいことです。

2. 教材作成の試み

私たちは当事者から直接話を聴くことができたが、さらに多くの人に伝えるにはどうしたらよいだろうか。長期収容や仮放免の問題を「彼らの問題」ではなく「日本社会の問題」、つまり、自分も関係している問題としてとらえ、問題解決に向かうためには行動する仲間を増やす必要がある。そこで、私たちは、一人ひとりが問題解決に向けて行動に向かうよう参加型学習の手法を取り入れた教材の制作に取り組んだ。準備段階で、メンバーが開発教育協会(DEAR)の「開発教育入門講座」を受講し、ロールプレイやディスカッションなど学習者に能動的な学びを促すための参加型学習の取り入れ方の基礎を学んだ。DEARが発行した『開発教育基本アクティビティ集2 難民』や、教育協力 NGO ネットワークが毎年実施する「世界一大きな授業」のマニュアルなど既存の教材を参考にした。

制作中の教材「「仮放免」ってなに?~当事者の証言を朗読する会~」は、4人の当事者の証言シートと、解説用スライドセットからなる。高校生、大学生、社会人を主な対象とし、当事者の証言を読むことで、その経験や想いを疑似体験することを期待している。その流れは、次のとおりである。

- 1) ファシリテーターの進行のもと、入管の制度についての基礎知識を学ぶ
- 2) 参加者全員に当事者の証言録の朗読を割り振り、順に担当箇所を朗読する
- 3)「当事者の立場」あるいは「自分の立場」で感じたことなどについて意見交換をする
- 4) 現行の難民認定制度の問題点や入管法改正で懸念材料、国際規範とのギャップなどについてファシリテーターが解説する
- 5) 参加者全員で感想を共有する

2021 年 1 月に上智大学総合グローバル学部 1 年生を対象に教材を試用し、参加した学生からのフィードバックをもらった⁵。10 人のうち 7 人が「仮放免という言葉を知らなかった」と回答し、長期収容や仮放免の問題についても初めて知ったという学生がほとんどであった。「政府がやっていることだと他人事にするのではなく、有権者の一人としてこの事実を深刻に受け止め、まず、身近な人々にこの事実を伝えたい。もっとたくさんの人々がこの事実を知れば、少しでも現在の制度は良い方向に変わり得るので、制度を変えるためにすべき行動を議論していきたいと思った」という感想がよせられた。これまで知ろうとする努力を怠っていた自分自身を見つめ直し、今後は自ら情報収集をして周囲に共有し、議論したいという感想がある一方で、「自分たちができることは限られているため、SNS等を通じて現状を広めることくらいしかできないと思う」という反応もあった。署名活動など積極的な行動への参加を促すには、「私たち市民・学生ができること」の具体的な提案が不足していたという課題が残った。今後は、当事者からもフィードバックをもらって教材としての完成度を高め、学内外で活用する方法を検討していきたい。

3. 学びの振り返り

ここでは、当事者の話を聴く前から、現在までの過程を省察する。特定の個人に固有の 経験もあるが、学生に共通する視点や感情を伝えるべく、個人名ではなく、アルファベットで匿名化して表記する。

3.1 当事者と向き合うまで

国際協力論演習履修者の多くは、はじめは国内の問題にあまり関心がない。そんな学生のひとりであったAの手記から、気持ちに変化が起きたきっかけを振り返ってみよう。

私は、2018 年に NPO 法人 Asian People's Friendship Society (APFS) の「第19回移住労働者の集い」に参加した。不当解雇や労災について訴える移民の声を初めて聴いた。彼らの人生に一度も想いを馳せたことがなかった私は、そこでいたたまれない気持ちになったことを強く覚えている。日本語を覚えて苦境を生き抜いてきたおじさんと、英語を学ぶ機会がありながらほとんど喋れない私。日本の法律によってアイデンティティを引き裂かれている女の子と、法律を知らない私。言葉もできず知識もない私は、小さな助けにすらならない。他の学生に伝えることも出来ない。罪悪感をやり過ごすために「移民研究は専門分野ではない。だから、社会問題として認識しても、それ以上関わらなくていい」と言い訳をして、自分をなだめた。

2019年の夏、牛久入管収容所問題を考える会(牛久の会)の面会行動に参加しないかと先生から誘われたとき「行かなくちゃ」という思いと「行きたくない」という気持ちが拮抗した。何も出来ない自分が当事者に会うのは怖い。現在進行形で虐待されている人と何を話したらいいのか。それでも茨城県牛久市にある東日本入国管理センターに行ってみることにしたのは、微かに1年前のモヤモヤが残っていたからだろう。

牛久の会の代表の田中貴美子さんと現地で合流し、金属探知機で荷物検査を受けて面会室へ入った。私は圧倒され、聴いた内容をメモすることも出来なかった。現在進行形で虐待されている人が、自分の口で、ガラスの壁の中から被害を訴えている。ハンスト中の人は疲れ切った顔で、車椅子で現れた。私はそれまで、餓えて痩せた人の身体を見たことがなかった。暴力の傷あとを見せてくれる人。「日本の法律を勉強して裁判の準備をしています」と理路整然と語る人。ネパール語を話す先生と故郷の言葉で話ができて、少し嬉しそうな人。面会の合間には長い待ち時間があった。職員は静かで、役所特有の気怠さがあった。私たちは虐待が

行われた施設で被害者の訴えを聞く。職員はすべて了承済みで、支援者の面会申 込を受け付けながら、変わりなく虐待を続けるのだろう。そう思うと気味が悪い 場所だった。

この面会は衝撃的だった。自分の専門外だと二の足を踏むような感情が、すっかり無くなった。知らないなら、知り、聴き、空気に触れればいい。マジョリティとしての反省や罪悪感を語る代わりに、まず口を閉じて、マイノリティの声を聴き考える。言い訳を考えるのではなく「私は何をするか」を考えたら、行動できるはずだ。

3.2 インタビューの準備

当事者と向き合うにあたって、どのような姿勢で取り組むか、合意が必要である。Aは若者が「慰安婦」問題を学ぶきっかけづくりをしている一般社団法人希望のたね基金の「証言を読むワークショップ」に参加したときの経験をメンバーに共有した。丁寧に起こした文章を朗読するという作業は、理屈なしに人を動かす力があり、連帯を生む力があることを感じたという。「問う」のではなく「聴く」ことに力点を置くのだ(金・小野沢 2020)。

また、当事者の声を聴く際の心構えについて、Sex Work and Sexual Health (SWASH) 代表の要友紀子さんの話を聴いた⁶。「傾聴の重要性、聴き手の無自覚な暴力性、良いコミュニケーションのあり方」など、要さんのメッセージは、いたってシンプルだが、なぜ私たちはそれが実践できないのだろうか。その背景に「話し手は/聴き手は/被害者は/マジョリティは、こうあるべき」という私たち自身のバイアスがある。この単純化された像に気づくことから「学び落とし」が始まり、この作業には終わりがない。インタビューを始めるときに感じる一種の恐怖や緊張感を忘れずにいなければならない。自分の感情を紋切り型の表現でごまかさず、自分と向き合う必要がある。

なお、事前準備として、同意書や同意撤回書、インタビューガイドを作成した。形式を 重んじるあまり難解な日本語で草稿を作成してしまったため、当事者に送る前に「やさし い日本語」に修正した。

3.3 当事者ゆえの葛藤

2020年7月末にエリザベスさんの話を聞くまで、他の当事者にもインタビューし、教材作成をする計画はなかった。エリザベスさんの話は、学生全員に強烈な印象を与えたが、講義を終える直前、自身も仮放免の経験があるBが、感情があふれ出るように一気に感想を述べ、エリザベスさんから激励の言葉をもらった。

私は、2歳の時に両親とイランから来日してから 20歳になるまで、非正規滞在 外国人として日本で暮らしてきた経験を持つ。両親の離婚や父の収容・強制送還、 12 年間に渡る母子での仮放免生活、裁判、APFS との抗議活動や高校1年生の頃に友人や地域の方々と始めた署名活動、その他にも精神的にも傷を負いながら苦労を重ねてきた。今、私と母は、日本で暮らすことができている。しかし、在留資格が認められてからの私は「やっと普通の生活を送ることができる」という気持ちでいっぱいで、自分の経験を語ることはもちろん、まだ在留資格が認められていないかつての仲間たちに関するニュースを完全に遮断していた。しかし、エリザベスさんのお話を聞いた時、他人事とは思えず、目を背けるのをやめたいと心から思った。そこで、夏休みから入管の収容問題を取り扱うチームの一員として、活動することにした。

B自身は、当事者と同じ経験をもつ自分が関わることについて葛藤があった。他のメンバーより入管制度に詳しく、当事者にしか分からない気持ちを理解できることは利点である。当事者から見ておかしいと思うことを他のメンバーに指摘できるなど、チーム全体にとって強みになった。一方、他のメンバーがこの問題に関心を持って、熱心に調べている姿を見ていて、本人も「胸が熱くなる」こともあった。しかし、現在、正規の在留資格を取得して不自由ない生活を送ることができている自分と、今も苦しい生活を強いられている当事者との間にギャップを感じ、自分は偽善者ではないかと悩んだ。

この葛藤は、Bがドキュメンタリー映画「わたしは分断を許さない」(監督:堀潤)を見たことで消えていった。この作品は入管の収容問題もテーマの一つとして扱っており、個人のストーリーを無視して人を類型化することが、人間同士の分断を生むことを伝えている。彼女自身「外国人」「非正規滞在者」という言葉で括られるのが嫌いだったことが思い起こされた。当事者の語りを聴くという作業は、このような「分断」を避けるために、一人ひとりの人生に出会うためだと再認識することができた。さらに、自分の立場性に関する考えを改めることができた。「こんなに大変な思いをしてきた当事者の人に声を上げさせるのは、もうやめにしませんか」という監督のメッセージに共鳴した。当事者ではない人が、自分ごととして声を上げた方が、官僚や政治家にも響くのではないだろうか。これまで「在留資格」や「仮放免」という言葉と無縁に生きてきた社会のマジョリティとして特権を持つ人が声を上げたら、なおさら効果的だろう。こう考えると、当事者としての視点と、特権を持つ者としての双方の視点を持つ自分が、この作業に関わることの意義は大きいと思うことができるようになった。

3.4 バイアスに気づく

外国にルーツをもつCは、学生同士がペアで行ったインタビューの練習中、違和感をもった。インタビューされる側になったとき「カルチャーショックがあったか」と聞かれたのだ。「よく聞かれるけど、そういうのはなかった」と答えるしかなかった。「外国から日

本にやってきた人はカルチャーショックを体験しているに違いない」という思い込みがあるのだろう。C自身、在留資格の取得に関して多少の苦労はあったものの、一連の取り組みでインタビューをした当事者のような体験はしておらず、質問もあまり思いつかなかった。また、収容経験など辛い話については、どこまで聞いて良いのか不安になり、話を深掘りすることができず、頷くだけで終わってしまった。

インタビューの練習からも気づきがあった。Dは、インタビューされる側になったとき、質問に応えることで「自分とはどのような人間なのか」と、アイデンティティの再構築が行われるのを感じた。インタビューは、投げかける質問によっては、相手のアイデンティティの認識に大きな影響を及ぼす。だからこそ、インタビューする側は、質問の仕方や内容、言葉の選び方、態度に十分に気を配ることが必要だということを学んだ。しかし、内容や言葉遣いに十分気を配り、相手の感情に想像力を働かせることの重要性はわかったものの、そこに「完璧」はないことも感じた。どんなに配慮しても、どこかに不十分さがあることを認識した上で「あなたのことを知りたい」「あなたの証言を何とか役立てたい」という「誠実さ」こそが、不備を補完しながら、インタビューする側とされる側の理想的な関係に近づけるのではないかと感じた。

インタビューする側の不備を克服するためには、当然ながら、相手のバックグラウンドを可能な限り把握しておくことが求められる。なかなか質問ができないのは、準備不足に他ならない。「この質問をしたら相手がどのような感情になるのだろうか」と想像力を働かせるためにも、相手のバックグラウンドは重要な判断材料になる。当事者の語りを重視すると言っても、すべてを相手に任せるのではなく、彼らが本当に言いたいことを引き出すためには、自分の下準備が欠かせないことを学んだ。

Dは、教材用に、4人の当事者の似顔絵を描いた。その作業を通じて、難民認定率の低さなど統計でみる数字や画面越しでのやりとりではなく、彼らの人生が身近になった。「自分は何もしていないから、何の問題も起こしていない」のではなく「何もしないでいることで生み出される問題」に自分も加担しているのだと痛感するようになった。

3.5 行動する

インタビューの後、E は入管への怒りのような感情が消化しきれず、自分がそれまで何もしてこなかったことに対して我慢できなくなった。人権侵害に対して声をあげたいと思い、牛久の会のツイッターを見て、品川の入管を二周する抗議デモに参加した。

日本でデモに参加するのは、初めてのことだった。現場には、牛久の会の田中 喜美子さんがいらっしゃって、挨拶した。そして、以前動画をみて衝撃を受けた、 国賠訴訟中のデニズさんもいた。その彼の隣で抗議デモの行進をし、声をあげた。 収容所の近くでは、被収容者が叫ぶ声が聞こえた。私も一緒になって叫んだ。自 分の声で、抗議の意を示すことで前に進みたいと強く思った。

実際に行動してみることで、教材作りに力が入ったが、スライドを作成すると、官僚が作った資料のようになってしまった。在留外国人の数を伝えるスライドを作る際、法務省の在留外国人統計だけを参照していたら、正規移民だけを取り上げることになってしまう。より脆弱な立場にある非正規移民の問題に触れていなかったことに気づいた。インターネットで調べて「知っているつもり」で止まっていると、想像力が欠如する。無自覚の偏見を自覚するには、当事者と直接関わりをもつことが重要だと気づいた。

DEAR のワークショップに参加して、ロールプレイを通し当事者の立場に立って問題を とらえたり、参加者同士のディスカッションで自分の考えを共有したりする手法を学び、 自分たちも、当事者の証言を活用してこのような教材を作りたいと思った。導入にはクイ ズ形式が有効だと思って取り入れたが、今度は、参加者に対する想像力が欠けており、教 材を用いる人が知りたいと思うことと噛み合わないクイズを作ってしまった。

教材をテスト試用してみて、最も難しかったのはファシリテーションである。ディスカッションの場を意義あるものにするには、ファシリテーター自身が綺麗な言葉でまとめようとするのは逆効果である。ファシリテーター自身が素直に想いを開示して、自分のモヤモヤした感情や、自分が特権を自覚した時に感じた抵抗や葛藤を共有すれば、参加者も素直に気持ちを表現できる場を作れるだろう。

私たちは、一連の作業を通じて、無知や無関心は無自覚の加害であることを学んだ。Fは、自分の偏見や固定観念を「学び落とす」こと、自分から関心をもって学んでいくことの重要性を痛感した。これまでは「問題について十分な知識がないと行動できない」と思い込み、それが謙虚な態度なのだと言い聞かせて、行動の機会を避けてきた。しかし、夏休みに話を聞いた Tsubame – Living Migration という多様な国籍の移民が集まるグループのリーダーであるエンディ・アルフレッド・イチテさんから「いつになったら「十分」な知識を持てるのか」と問いかけられた。エリザベスさんからも同じような投げかけがあった。この言葉にハッとして「問題に気づいたときが行動を始めるとき」だと認識した。自分の社会の問題から逃げることは「謙虚」な行動ではない。もう目をそらしたくないと思うようになった。

おわりに

2021年2月、入管法改正案が閣議決定された。野党も改正案を提出し、国会での審議が始まる。当事者の声を聴く集会も企画されているが、名前や顔を出して行動しづらい当事者も少なくない。大変な思いをしてきた当事者に発言を強いるのではなく、「特権」をもつ私たちが、彼らの声が反映されるよう働きかける時がきている。私たちは、当事者との関わりを続けつつ、教材をつかって当事者の声を届けていきたい。

謝辞

本稿で取り上げたゲスト講義やインタビューは COIL 予算の助成を受けて実施しました。 講義やインタビューに応じて下さった方、教材に助言を下さった方、上智大学グローバル 教育センターのみなさまに感謝します。

¹ 2020 年 7 月 29 日の国際協力論演習の時間に英語でゲスト講義をして下さった。日本語への通訳は田中が行った。就労許可のない彼女に謝金を直接支払うと大学が「不法就労助長罪」に問われるとのことで、ドキュメンタリー映画監督の高倉天地さんからも話をうかがい、謝金の支払い先になっていただいた。彼女を主人公とした高倉さんの監督作品「エリザベス この世界に愛を」は、2021 年 1 月 23 日に NHK E テレ ETV 特集で放映された。

² 2020年9月7日と10月19日に学生2名が田中とともに日本語でインタビューを行った。X さんも就労許可がないことから、牛久入管収容問題を考える会に相談し、同会を通じて謝金をお支払いした。2021年2月17日の法務省前の抗議行動、2月24日の「あなたの公・差・転」でもメンバーの一部が面会し、教材へのコメントをいただいた。

³ 2020 年 9 月 8 日と 10 月 19 日に学生 2 名が田中とともに日本語と英語でインタビューを行った。Y さんも就労資格がないことから、2 度目のインタビューには、オブザーバーの学生も加わり、彼の保証人である行政書士の大町剛さんからもお話を聞き、謝金の支払い先になっていただいた。大町さんは、仮放免者の会の設立に関わり、事務局長も務めるなど、長年にわたって被収容者の面会、仮放免者の相談や在留資格取得の支援をしてきた方である。

⁴ 2020 年 9 月 10 日と 10 月 5 日に学生 2 名が田中とともに日本語でインタビューを行った。2 度目のインタビューには、配偶者の方にも加わっていただき、家族から見た入管制度の問題についてお話をうかがった。Z さんも就労資格がないことから、謝金は配偶者の方を通じてお支払いした。

- 5 2021年1月13日「グローバル・スタディーズ基礎演習」の授業内で実施。
- 「当事者の語る事実をどう受け止めるか」と題した要友紀子さんと田中雅子のクロストークは要友紀子さんの YouTube チャンネルで公開している。

https://www.youtube.com/watch?v=NIPMQHmQxj0&ab_channel=yukikokaname

参考文献

開発教育協会(2019)『開発教育基本アクティビティ集 2 難民』開発教育協会。 カレンズ、ジョセフ(2017)『不法移民はいつ〈不法〉でなくなるのか―滞在時間から滞 在権へ』横濱竜也訳、白水社。 金富子・小野沢あかね(2020)『性暴力被害を聴く―「慰安婦」から現代の性搾取へ』岩 波書店。

教育協力 NGO ネットワーク (2019)「世界一大きな授業 2019」http://www.jnne.org/gce/(2021 年 3 月 3 日閲覧)

児玉晃一(2015)「入管収容施設の在り方—英国の収容施設と比較して」(吉成勝男・水上 徹男・野呂芳昭編著『市民が提案するこれからの移民政策 NPO 法人 APFS の活動と世 界の同行から』) 現代人文社、72-83 ページ。

高谷幸(2019)「出入国在留管理―非正規移民への対応を問う」(高谷幸編著『移民政策とは何か―日本の現実から考える』)人文書院、60-80ページ。

平野雄吾(2020)『ルポ入管―絶望の外国人収容施設』筑摩書房。

尾川 知那 (おがわ ともな)、神野 アビジョイ (かみの あびじょい)、川村 ひなの (かわむら ひなの)、蔵内 靖恵 (くらうち やすえ)、 ゾルジャラリアン ナリン (ぞるじゃらりあん なりん)、 渡邉 好 (わたなべ このみ)、田中 雅子 (たなか まさこ) (上智大学 総合グローバル学部)